

# 入 札 説 明 書

令和7年度診療材料（医療ガス）購入について

岩手県立遠野病院総務課

## 入札説明書

この入札説明書は、岩手県立遠野病院が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

- (1) 調達件名 令和7年度診療材料（医療ガス）購入について
- (2) 調達件名の物質等 別紙「仕様書」による
- (3) 納入期限 発注後指定した期日以内とする。  
ただし、液化酸素は発注後2日以内とする。
- (4) 納品場所 岩手県立遠野病院、大迫地域診療センター

### 2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県内に本社（本店）を有する者又は県外に本社（本店）を有しているが県内に支店等を有し、緊急の場合に即時対応できるものであること。
- (3) 入札日現在で、岩手県知事が定める物品購入等入札参加資格を有し、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿に掲載されている者であること。
- (4) 入札日現在で、岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入りに係る指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画認可の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

### 3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、次の書類を令和7年3月3日（月）まで（受付時間は平日の9時から17時までの間）に15(3)の場所に提出しなければならない。

なお、入札参加者は提出した書類について病院長から説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。

また、郵送による提出も認めるが期日必着とする。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 定価見積書（調達物品及び搬入等費用を含む定価）又は標準価格見積書（消費税及び地方消費税抜き）。なお、定価又は標準小売価格見積書の提出に当たっては、次の事項を記載すること。

(ア) 提出年月日

(イ) 入札参加者の住所、氏名及び押印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）、電話及びFAX番号、担当者氏名（問合せ先）

(ウ) 調達件名

(エ) 数量

(オ) 仕様（当該購入物品の製造メーカー及び製品規格等が明示されていること。）

(カ) 契約期間

(キ) 納入場所

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 入札参加者は、本説明書（仕様書を含む。）を熟覧の上、入札しなければならない。

#### 4 質問書の受付及び回答方法

本件入札に対して質問がある場合は、書面（任意様式。FAXによる提出可）により令和7年2月21日（金）17時までに、15（3）の場所に提出しなければならない。

なお、回答は、入札参加者に対し令和7年2月28日（金）17時までにFAXにより送信する。

#### 5 入札の方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。

また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

## 6 入札書記載事項

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名
- (5) あて名は「岩手県立遠野病院長」とする。
- (6) 入札参加者住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載））

## 7 入札及び開札の日時及び場所等

令和7年3月7日（金）11時00分 岩手県立遠野病院会議室

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札金額の100分の110に相当する額に当該契約期間における購入見込数量を乗じて得た額の合計額の100分の3以上の額とする。ただし、入札日現在で、岩手県知事が定める物品購入等入札参加資格を有し、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿に搭載されている者、又は保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 入札保証金は、契約の相手方が契約を締結しないときは、県に帰属する。

## 9 入札への参加

3（1）により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は令和7年3月6日（木）までにFAXにより通知する。

## 10 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札の参加資格のない者が提出した入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札

- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

#### 11 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本件調達に係る入札公告に示した競争参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、医療局財務規程第190条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価格の入札をした者のうち、立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

#### 12 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。また、7(3)により、入札場から退去させられた者も同様とする。

#### 13 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する調達件名に係る物品売買契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (2) 岩手県から庁舎等管理業務の委託契約、県営建設工事又は競争入札参加資格者名簿（物品の製造の請負、物品の売買）に係る指名停止を受けていないこと。

- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その他経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### 14 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約保証金は、契約金額(税込)に当該契約期間における購入見込数量を乗じて得た額の合計額の100分の5以上の額とする。  
ただし、医療局財務規程第203条に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約履行後に契約の相手方に還付する。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは、県に帰属する。
- (5) 契約書の条項は、別添「契約書案」による。

#### 15 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することが出来ないものとする。
- (2) 本物品売買契約に係る予算案が県議会の2月定例会において否決された場合は、本契約手続きを取り消すものとする。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
郵便番号 028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩 14 地割 74 番地  
岩手県立遠野病院総務課 電話番号 0198-62-2222  
FAX 番号 0198-62-0113
- (4) 別添で示している委任状様式及び入札書様式は参考のため示しているものであり、内容が具備してあれば、他の様式でも認めるものとする。

# 物品売買契約書

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

第1 甲が乙から購入する物品の品名・規格・単位及び契約単価は、次のとおりとする。

ただし、売買代金にかかる消費税及び地方消費税については、請求の時点で加算して請求するものとする。

番号	品名	規格	単位	契約単価（税抜）
1	液化酸素	132 m <sup>3</sup>	1本	〇〇円
2	酸素	0.5 m <sup>3</sup>	1本	〇〇円
3	液体窒素	5ℓ	1本	〇〇円

第2 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第3 物品の受渡場所及び納入期限は、次のとおりとする。

(1) 納入場所 次のとおり

名称	所在地
岩手県立遠野病院	岩手県遠野市松崎町白岩14地割74番地
大迫地域診療センター	岩手県花巻市大迫町大迫第13地割20番地1

(2) 納入期限 発注後指定期日以内

第4 契約保証金は、〇〇円とする。

2 乙は、契約保証金をこの契約締結と同時に甲に納付するものとする。

3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく返還するものとする。

※ 契約保証金を免除する場合

第4 契約保証金は、免除する。

第5 乙は、物品を持ち込んだときは、その旨を甲に通知し、甲は、その通知を受けた日から起算して10日以内に、指定した検査員をして、乙の立会の上、当該物品が契約の内容に適合するかどうかを検収するものとする。

2 乙は検収に立会できないときは、代理人を立会させるものとする。

3 物品の所有権は、検収に合格したときに乙から甲に移転するものとする。

4 第1項の規定による検収のために必要な費用及び前項の規定により所有権が移転する前に物品に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、当該損害について、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該損害は、甲の負担とする。

第6 乙は、検収の結果不合格となった物品を、遅滞なく、引き取り、速やかに、代品を納入するものとする。この場合における検収は、第5の定めるところによる。

第7 甲は、物品の納入が完了した後において、乙から適法な支払請求書を受けた日から起算して30日以内に、乙に対して代価を支払うものとする。

第8 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

第9 甲は、乙が納入期限までに物品を納入しない場合は、遅延日数に応じ、契約単価に納入期限までに納入しなかった数量を乗じて得た金額につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

第10 甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときには、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、代価の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第11 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 乙が納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込がないと認められるとき。

(2) 乙が、契約の履行について不正の行為をしたとき。

(3) その他乙又はその代理人が、この契約に違反したとき。

第12 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除の申出があったとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。



エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、又は便宜の供与等により、直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第 13 第 11 又は第 12 の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

※ 契約保証金を免除する場合

第 13 乙は、第 11 又は第 12 の規定によってこの契約を解除されたときは、損害賠償として契約単価に当該契約期間における予定数量を乗じて得た額の合計額の 100 分の 5 に相当する額を甲に納入するものとする。

第 14 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察に通報しなければならない。

第 15 乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならないものとする。ただし、信用保証協会法(昭和 28 年法律第 196 号)に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号)第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

第 16 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 4 月 1 日

岩 手 県

契約担当者 岩手県立遠野病院長 鈴木 雄 印

岩手県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

株式会社〇〇〇〇

代表者 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印